

労働基準関係法令違反に係る公表事案

長野労働局

最終更新日：令和5年3月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(有)大場住設工業	長野県下伊那郡松川町	R4.6.1	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第157条	ドラグ・ショベルの転落等を防止するため、路肩の崩壊等を防止する措置を講じなかったもの	R4.6.1送検
(株)G・フレンドリー	長野県北安曇郡松川村	R4.9.21	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	解体用つかみ機と接触するおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせていたもの	R4.9.21送検
(有)エヌ・ケー・ビー	長野県諏訪市	R4.10.3	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ2メートル以上の住宅の屋根の上で手すり等を設けることなく、労働者に作業を行わせたもの	R4.10.3送検
ホルモン焼しらかば	長野県南佐久郡佐久穂町	R4.10.4	最低賃金法第4条	労働者7名に、9か月間の定期賃金合計約120万円を支払わなかったもの	R4.10.4送検
(株)今井緑化総業	長野県茅野市	R4.10.21	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第164条	ドラグ・ショベルを、主たる用途以外の用途に使用させたもの	R4.10.21送検
(株)光商会	長野県木曾郡木曾町	R4.11.17	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条	ベルトコンベヤーのプーリーに覆い等を設けていなかったもの	R4.11.17送検
トヨセット(株)	愛知県名古屋市	R4.12.1	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約3mの植生区域の端で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R4.12.1送検
(株)イーストテック	長野県長野市	R4.12.6	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	ドラグ・ショベルを用いて作業を行う際、労働者を危険な場所に立ち入らせたもの	R4.12.6送検
(株)ジェイ・エヌ・ケー	愛知県名古屋市	R4.12.9	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第155条	コンクリート圧砕機を用いて作業を行う際、あらかじめ作業計画を定めなかったもの	R4.12.9送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
あさがお（同）	長野県諏訪郡原村	R5.1.5	最低賃金法第4条	労働者2名に、5か月間の定期賃金合計約48万円を支払わなかったもの	R5.1.5送検
南佐久中部森林組合	長野県南佐久郡小海町	R5.3.17	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生法第120条 労働安全衛生規則第97条	4日以上休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を提出したもの	R5.3.17送検
井出建設興業（株）	長野県南佐久郡佐久穂町	R5.3.23	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約3mの梁上の足場板上において、手すり等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R5.3.23送検
（株）新建築	長野県北佐久郡軽井沢町	R5.3.23	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条	高さ約3mの梁上の足場板上において、手すり等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R5.3.23送検
白馬陸運（株）	長野県北安曇郡白馬村	R5.3.24	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の3	貨物自動車を用いて作業を行う際、あらかじめ作業計画を定めていなかったもの	R5.3.24送検
濃厚白湯麵君ノ鶏コ	長野県松本市	R5.3.29	最低賃金法第4条	労働者2名に、4か月間の定期賃金合計約140万円を支払わなかったもの	R5.3.29送検